

生駒市法令遵守委員会
平成20年度第7回会議次第

日 時 平成21年1月13日（火）

午後3時から

場 所 生駒市役所3階 302会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 「要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書」の市長への報告

(2) 法令遵守推進制度の運用状況について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・法令遵守推進制度運用状況
- ・要望等記録一覧表（平成20年11月分）
- ・要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書

平成20年度第7回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成21年1月13日(火) 午後3時～5時30分

場所 生駒市役所 302会議室(3階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員
(事務局) 坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局局長補佐、
三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

2 案件

- (1) 『法令遵守推進制度の運用に係る報告書』について市長へ報告
- (2) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (3) その他について

案件(1) 『法令遵守推進制度の運用に係る報告書』について市長へ報告
市長室において

案件(2) 法令遵守推進制度の運用状況について

事務局から、配布資料に基づき、件数、要望等の概要及び対応方針等の概要(平成20年11～12月分)について説明。

意見

- ・ 「要望等の記録・公表制度」を定着させるための検討課題としては、他の記録簿に記録されていることとの整合性や市職員の日常業務への負担について考慮する必要がある。
- ・ 今後開催予定の研修や本制度の手引の改正、次回の報告書を記載するに当たっては、11月分の「要望等記録票兼報告書」を見ていても、各課の報告にバラつきがあり、制度自体を運営している現場が混乱していることが伺われる点に留意が必要である。職員に本制度の内容が十分周知されていないのではないかと懸念が強い。
また、対応を記載するという点で、記載するとなれば、相当の判断と時間と手間がかかる点の前提ではないかと懸念を抱いている。条例第5条の趣旨がそこまでの事務を含んでいるのか疑問である。
- ・ 第三者が一読して分かるように記録・公表しなければならないかということについてであるが、実際に、要約された「要望等記録一覧」を読んでもこれだけではなかなか要望等の内容やその要望等に至った背景等が分からない案件も多いようにおもわれる。
- ・ 定期的に制度の運用実態を調査していく必要があることについては条例第16条に

も規定されている。

- ・ 課長の立場に立てば、要望等についてもある程度考えたら類型化できるのではないかと考えられるので、全庁にわたって、自課における記録基準の作成のための前段階として、3つの部ほど委員がヒアリングしていきながら検討の上作成していき、その後、それぞれの部で作ってもらうよう依頼し、提出された基準について委員会で審査していく方法どうか。報告や公表のための基準については、とりあえず一度作成してみても議論すべきであろう。次回又は次々回に実施するヒアリングにおいては、これまでに1件も報告がなかった部局を対象としてみるのもいいかもしれない。今回の懇談会と同様、1回目はざっくりばらんなものとしたい。

今後のスケジュールについては、各課における実態調査は、建設部各課に4月以降に実施することとし、その後建設部各課から1名の職員の出席を求めヒアリングするというスタイルとすることに決定。

また、職員研修については、秋田委員を講師として、3月中に行うこととする。

(3) その他について

次回の会議は、年度が替わった4月以降に開催することとし、開催日程については事務局で調整し、各委員に通知させていただくこととする。

3 閉 会